高齢者会館リニューアルの取り組みについて

令和７年９月

1. 高齢者会館の目指すもの

高齢者会館は、
「スマート・ウェルネス・シティ」の取り組みを通じて、
利用者（区民の皆様）が「健幸」になることに貢献します。

※健幸（ウェルネス）

＝「健康」と「幸福」を合わせた造語。身体的な健康だけでなく、生きがいを持って、豊かな生活を送ること。

※スマートウェルネスシティ（SWC）

＝「健幸（ウェルネス）」をこれからの「まちづくり政策」の中心に据え、生活習慣病予防及び寝たきり予防に取り組むまち。対象者を健康に関心のある層だけに絞らず、住民の誰もが参加できる施策を実施する。

事業例 ： 各高齢者会館（野方、東山、南部、鷺六を除く）に**体組成計、血圧計**を設置します。

2. 高齢者会館リニューアルの取り組み

高齢者会館は、区民の皆様の「健幸」に貢献するために、以下の取り組みを行います。

会館設備のリニューアル ➡ 和室の洋室化、調理室の整備
※令和7年度中に完了予定

施設イメージに対するリニューアル ➡ 健幸プラザへの名称変更
※令和8年4月から変更を計画

夕方の時間帯の有効活用 ➡ 集会室の貸出時間枠の変更
※令和8年4月から変更を計画

3. 会館設備のリニューアル ※令和7年度中に完了予定

和室の洋室化

令和5年度　→　昭和高齢者会館、東山高齢者会館、南部高齢者会館、鷺六高齢者会館

令和6年度　→　上高田高齢者会館、しんやまの家、若宮高齢者会館、白鷺高齢者会館

令和7年度　→　宮園高齢者会館、本一高齢者会館、若宮いこいの家

調理室の整備

令和7年度　→　東山高齢者会館

4. 施設イメージに対するリニューアル

健幸プラザへの名称変更

※令和8年4月から変更を計画

■名称変更の目的

・「高齢者」の文言で、来館を敬遠されることがないよう、施設利用への心理的なハードルをさげる。

・施設を利用することで、高齢者に「健幸」になってもらいたい。

・「スマート・ウェルネス・シティ（SWC）」の理念をイメージしてもらいやすい名称にする。

旧名称 「〇〇高齢者会館」

⇩

新名称 「健幸プラザ〇〇」

4. 施設イメージに対するリニューアル
中部すこやか福祉センター圏域の高齢者会館

宮園高齢者会館

昭和高齢者会館

東中野いこいの家

上高田高齢者会館

上高田東高齢者会館

→

健幸プラザ　東部

健幸プラザ　昭和（遊・和）

健幸プラザ　東中野いこいの家（ゆーらっく）

健幸プラザ　上高田二丁目公園

健幸プラザ　みどり館上高田

4. 施設イメージに対するリニューアル
北部すこやか福祉センター圏域の高齢者会館

沼袋高齢者会館		健幸プラザ　沼袋（つつじ会館）
野方高齢者会館	⇒	健幸プラザ　野方
東山高齢者会館		健幸プラザ　東山（東山会館）

4. 施設イメージに対するリニューアル
南部すこやか福祉センター圏域の高齢者会館

しんやまの家

南部高齢者会館

本一高齢者会館

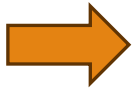

健幸プラザ　しんやまの家

健幸プラザ　南部

健幸プラザ　本一
（山手通り高齢者会館）

4. 施設イメージに対するリニューアル

鷺宮すこやか福祉センター圏域の高齢者会館

若宮高齢者会館
若宮いこいの家
白鷺高齢者会館
鷺六高齢者会館
鷺宮高齢者会館

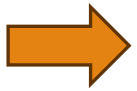

健幸プラザ　若宮
健幸プラザ　若宮いこいの家
健幸プラザ　白鷺
健幸プラザ　鷺六
健幸プラザ　鷺宮

5. 夕方の時間帯の有効活用

団体利用の集会室貸出時間枠の変更

※令和8年4月から変更を計画

夕方の時間帯は比較的利用が少ないため、午後の貸出時間枠を分割し、有効活用を促進します。

午前枠

9時～12時

午後枠

13時～17時

夜間枠

18時～22時

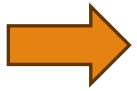

午前枠

9時～12時

午後枠

12時30分～15時30分

16時～18時

夜間枠

18時30分～22時

※個人での高齢者会館の利用時間は、現在と同様、9時から17時までとさせていただきます。

５．夕方の時間帯の有効活用

集会室の貸出時間枠の変更に伴う使用料の変更

現状の使用料の総額を新しい貸出時間枠で案分し、再計算しました。

基本的には現状の使用料を超えない範囲で設定します。

※集会室が合併した場合、合併前の使用料の合計を超えないように設定します。

６．その他①－１

実状に合わせ、集会室・調理室を整理いたします

■合併

本一高齢者会館　集会室1・2を合併　⇒　集会室1

沼袋高齢者会館　集会室3～5を合併　⇒　集会室3

野方高齢者会館　集会室2・3を合併　⇒　集会室2

鷺六高齢者会館　集会室2・3を合併　⇒　集会室2

若宮高齢者会館　集会室2・3を合併　⇒　集会室2

鷺宮高齢者会館　集会室1・2を合併　⇒　集会室1

※合併により集会室の番号が前に詰める場合には、後続の集会室番号も前にずれます。

６．その他①－２

■分割

しんやまの家　集会室1　⇒　集会室1・集会室２

※しんやまの家　調理室については、会館行事等にのみ使用する設備として、貸出施設から除外します。

６．その他②－１

■施設予約システムについて

・団体登録

令和7年11月より、施設予約システムでの団体登録手続きが可能になります。

※施設予約システムでの団体登録のお申込みの他、区民活動センターでは紙の申請書でのお申込みが出来ます。

・集会室予約

令和8年5月分の予約より、施設予約システムでの予約が開始されます。

※令和8年5月分の抽選は、令和8年2月に行います。

６．その他②－２

■施設予約システム説明会

以下の日程にて、施設予約システムの説明会が開催されます。
是非ご参加ください。

9/20(土) 14:00～16:00 中野区役所
9/24(水) 19:00～21:00 南中野区民活動センター
9/26(金) 19:00～21:00 江古田区民活動センター
10/2(木) 19:00～21:00 鷺宮区民活動センター